一般競争入札公告

沖縄県漁業協同組合連合会（以下「本会」という。）が発注する委託業務について、次のとおり公告します。

令和８年９月 14 日

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　上原　亀一

１　入札に付する事項

（１）件　　名　令和７年度糸満漁港水産作業等軽労化機能整備工事
（小型固定式クレーン）施工監理委託業務

（２）履 行 期 間　契約締結日の翌日から令和９年３月 20 日まで

（３）契　約　書　**「資料１　契約書（案)」**による。

（４）設計図書等　**「資料２　図面･特記仕様書」**による。
※資料１、資料２は、本会ホームページより取り込む。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）沖縄県内に本店があること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者及びこれらの手続中の者でないこと。

（４）沖縄県の令和７・８年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）の建築関係コンサルタント又は建設コンサルタントに登録されていること。管理技術者等の条件、配置等については、特記仕様書による。

（５）入札参加資格確認申請書等の提出期限日から本業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者。

（６）国税及び県税に関し未納が無い者。

（７）適格請求書（インボイス）発行事業者として登録済みであること。

（８）過去 10 年以内に県内において、本件と同様な業務を請負い、完成・引渡しを完了した実績を１件以上有すること。

（９）一般競争入札参加資格登録申請期日以前 6 カ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(1)　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同上第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係に

ある場合

(2) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ｱ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ｲ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ｳ) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(ｴ) 会社法第 348 第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他の業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経緯しない者

④ 自己又は自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

3　入札参加資格申請等

（1）入札への参加を希望する者は、本会ホームページより**「資料３　一般競争入札参加資格登録申請書等」**を取り込み記入のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに入札参加資格登録申請書等の関係資料を提出しない者並びに入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができない。

（2）申請書等の配布場所及び配布期間

①　配布場所　本会ホームページより取り込む（窓口及び郵送による配布は行わない)。

②　配布期間　公告の日から令和８年９月 28 日（月）午後４時まで

（3）申請書等の提出先及び提出方法等

①　提出場所　〒900-0016 那覇市前島３丁目 25 番 39 号　本会総務課

②　提出方法　直接持参、書留郵便又は特定記録郵便により提出するものとし、次の受付期間及び時間内に到着した申請書等のみを受付するものとする。

③　受付期間　公告の日から令和８年９月 28 日（月）まで

④　受付時間　午前９時から午後５時まで（持参の場合、土日及び正午から午後１時は除く。）

（4）入札参加資格の結果通知

①　審査の結果、入札参加資格があると認められた者には、令和８年９月 22 日（火）以降にファクシミリで通知し、通知書原本は入札日に入札参加者へ直接配付する。

4　入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から入札が終了するまでとする。

5　入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届（任意様式。会社名･代表者名記入捺印）に変更前後の内容が分かる書式（例：新旧対照表など）で記載し、提出しなければならない。

（1）商号又は名称

（2）住所又は所在地

（3）氏名（法人にあっては代表者の氏名）

（4）使用印鑑

（5）法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

（6）電話番号

6　入札参加資格の取り消し等

（1）入札参加資格を有する者が、入札までの期間中に２に掲げる要件を満たさない者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、その場合は、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

7　入札書及び委任状、質問書について

「資料４　入札書・委任状・質問書」を本会ホームページより取り込む。

8　入札の日時及び場所等

（1）入札日時　令和 8 年 10 月 6 日（火）午前 10 時 30 分（入札後、即開札し落札者を決定）

（2）入札場所　沖縄県水産会館 4 階中研修室（那覇市前島 3-25-39）

（3）入札方法　入札日時に入札場所へ直接持参すること。郵送による入札は認めない。

9　入札の無効

次の入札は、無効とする。

（1）入札参加資格のない者のした入札

（2）日付を欠く入札、又は入札年月日の合わない入札

（3）入札金額を訂正した入札

（4）入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

（5）代表者本人が行う入札で、入札書に署名捺印又は記名押印のない入札

（6）代理人による入札で、委任状のない入札

（7）代理人による入札で、入札書に代理人の署名捺印又は記名押印のない入札

（8）入札書に工事費内訳書を添付しない入札（第1回目の入札時のみ）

（9）入札金額と工事費内訳書が一致しない入札又は未記入など不備のある工事費内訳書が添付された入札

(10) 明らかに連合によると認められる入札

(11) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(12) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(13) 談合その他の不正行為があった入札

(14) その他入札条件に違反した入札

10　契約保証金に関する事項

免除する。

ただし、契約者が契約上の業務を履行しないときは、契約金額の100分の10を本会に支払わなければならない。

11　契約条項を示す期間及び場所

（1）掲載期間　公告の日から令和 8 年 9 月 14 日（月）まで

（2）掲載場所　本会ホームページの本工事の公告にある**「資料１」**による。

12　工事等に関する質問及び回答

（1）質問書の入手方法　**「資料４」**の質問書を用いて行うこと。

（2）質　問　期　間　令和 8 年 9 月 23 日（水）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

（3）質 問 受 付 時 間　午前 9 時から午後 5 時

（4）提　出　方　法　質問書に記入のうえ FAX 送信により提出すること。

（５）質 問 書 提 出 先　沖縄県漁業協同組合連合会 総務課　FAX：098-860-2601
（６）質 問 書 へ の 回 答　令和８年９月 23 日（水）から令和８年９月 30 日（水）まで
（７）回 答 の 掲 載 方 法　本会ホームページに掲載する。

13　その他留意事項
（１）詳細については、契約書（案）及び仕様書による。
（２）提出された書面は返却しない。
（３）入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
（４）入札参加者は、入札説明書、特記仕様書等の関係資料を熟読し、発注者の設計意図を十分把握し、入札に参加すること。
（５）本事業については、沖縄県暴力団排除条例に基づき元請契約用「誓約書」の提出が必要となる。誓約書等については、入札・開札後に行う落札者との打合せ時に再度説明する。
（６）本公告に関する問い合わせ先

〒900-0016
沖縄県那覇市前島３丁目 25 番 39 号　沖縄県水産会館１階
沖縄県漁業協同組合連合会（担当：下地・西銘）
TEL：098-860-2600　FAX：098-860-2601